

〔 平 15. 3. 4
非営利WG
5－1 〕

資 料

(公益法人制度等改革について)

内閣官房

行政改革推進事務局

公益法人制度等改革について（現時点での整理）

内閣官房行政改革推進事務局としては、これまで平成 14 年 4 月から、公益法人、NPO 法人関係者や民法等の研究者の方々から意見を聴取した上で、平成 14 年 8 月 2 日に「公益法人制度の抜本的改革について（論点整理）」を公表、パブリック・コメントを求め、さらに、昨年 11 月以来、公益法人、NPO 法人関係者を含む有識者の方々から構成される有識者懇談会を大臣の懇談会として設置し、定期的に開催し、様々な論点について御議論を頂いてきた。

以下は、その御議論を参考にしつつ、内閣官房行政改革推進事務局として公益法人制度等改革についての現時点での考え方を整理したものである。

1. 非営利法人制度の創設の考え方

- 非営利活動については、現在、国民による自発的な非営利活動を行う団体が数多く作られ、将来的にも今まで以上に活発化することと予測。

こうした団体が取引等の主体として権利・義務の統一的な帰属点としての法人格を取得することは、非営利活動の発展にとり不可欠。

国民による自由で多様な非営利活動を促進するため、できるだけ簡易な方法で法人を設立できるようにする必要。

- 一方、公益性（社会貢献性）や個々の法人の事業内容は、時代により変化し得るもの。公益性があると判断されていた法人の事業内容が公益性を失う状況が生じる可能性が大。

この場合、現行の公益法人やNPO法人のように法人格の取得と公益性の判断が一体となっている仕組みであると、公益性を失った法人については法人格の前提を失うことから法人格を喪失させることが原則。

しかし、こうした取扱いは、法人格の安定性、事業の継続性や取引の安全等の観点からみて不合理であること等から、実際に法人格を喪失させることはかなり困難。

その結果、公益性を失っているにもかかわらず、公益性ある法人として存続してしまう弊害が生じているところ。

- そこで、法人格の取得と公益性の判断を切り離し、公益法人制度・中間法人制度やNPO法人制度に共通する非営利性及び活動領域の一般性に着目し、準則主義による新たな非営利法人制度を創設することが適切。

- なお、公益性の判断については、法人法制とは別途の枠組みで行い、一定の基準を満たすことにより、公益性が認められた非営利法人については、公益活動を担うにふさわしい必要な規律を課すとともに、公益性の判断主体によるチェックを行う方向で検討（3. 参照）。

2. NPO法の趣旨の尊重

- 今般の改革は、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付ける観点に立ち行うものと認識。
- 法人格の取得と公益性（社会貢献性）の判断を切り離し、共通の非営利法人制度を設け準則主義のもと登記により簡易に法人格の取得ができるようにするという改革の方向性は、NPO法の趣旨を尊重・発展させたもの。

3. 国民による支援の環境づくり

- 公益（社会貢献）活動を行う非営利法人に対しては、国民が自ら参加し、又は法人に寄附をする等により支援することが基本。国は国民による支援の環境づくりを担うべき。
- こうした観点から、国が、法律上客観的かつ明確に規定された基準に基づいて、非営利法人の公益性（社会貢献性）を判断の上登録し、その情報を国民に提供することにより、国民が容易に多様な非営利法人を評価したり、支援しようとするものを選択したりできるような仕組みを法人に関する制度において検討。
なお、登録された法人には、一定の優遇措置を講ずるとともに、公益（社会貢献）活動を担うにふさわしい必要な規律を課し、公益性（社会貢献性）の判断主体による登録の取消等の事後チェックを行う方向で検討。
- なお、既存の公益法人、NPO法人については、それぞれの法律の趣旨に沿った公益（社会貢献）活動を現に行っている法人は、登録され一定の優遇措置を受ける方向で検討。

4. その他

- 非営利法人制度の濫用については、中間法人、営利法人と同様、裁判所による解散命令制度等を設け対応。

1. 特定非営利活動促進法案に対する附帯決議

[衆議院内閣委員会]

平成10年3月17日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

1. この法律の施行及び運用に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由が侵害される事がないように配慮し、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、法律の趣旨、国会における議論を踏まえ、公正かつ透明な行政運営に努めること。
2. 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、この法律の施行の日から起算して2年以内に検討、結論を得るものとする。
3. 民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
4. 別表12項目に関しては、多様な特定非営利活動を含むように広く運用するよう努めること。
5. 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

[参議院労働・社会政策委員会]

平成10年3月3日

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

1. この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由に配慮し、特定非営利活動法人の自主性を損なうことのないよう努めること。
 2. 特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制等を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して2年以内に検討し、結論を得るものとする。
 3. 民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。
 4. 中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。
- 右、決議する。

2. 中間法人法案に対する附帯決議

[衆議院法務委員会]

平成13年5月23日

政府は、次の点につき格段の努力をすべきである。

政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会の変容に十分対応できる制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民法第34条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。

[参議院法務委員会]

平成13年6月4日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の努力をすべきである。

1. 非営利団体に関する法人制度については、非営利団体の活動が社会及び国民生活にとって重要なものである事を踏まえ、社会の変化に十分対応する事ができる制度とする観点から、公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること。
2. 公益法人制度の在り方が社会的批判を招いている状況にかんがみ、公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行うとともに、公益性の乏しくなった法人については、中間法人への転換その他の是正のための必要な措置を講ずること。

右決議する。

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

平成14年3月29日
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。